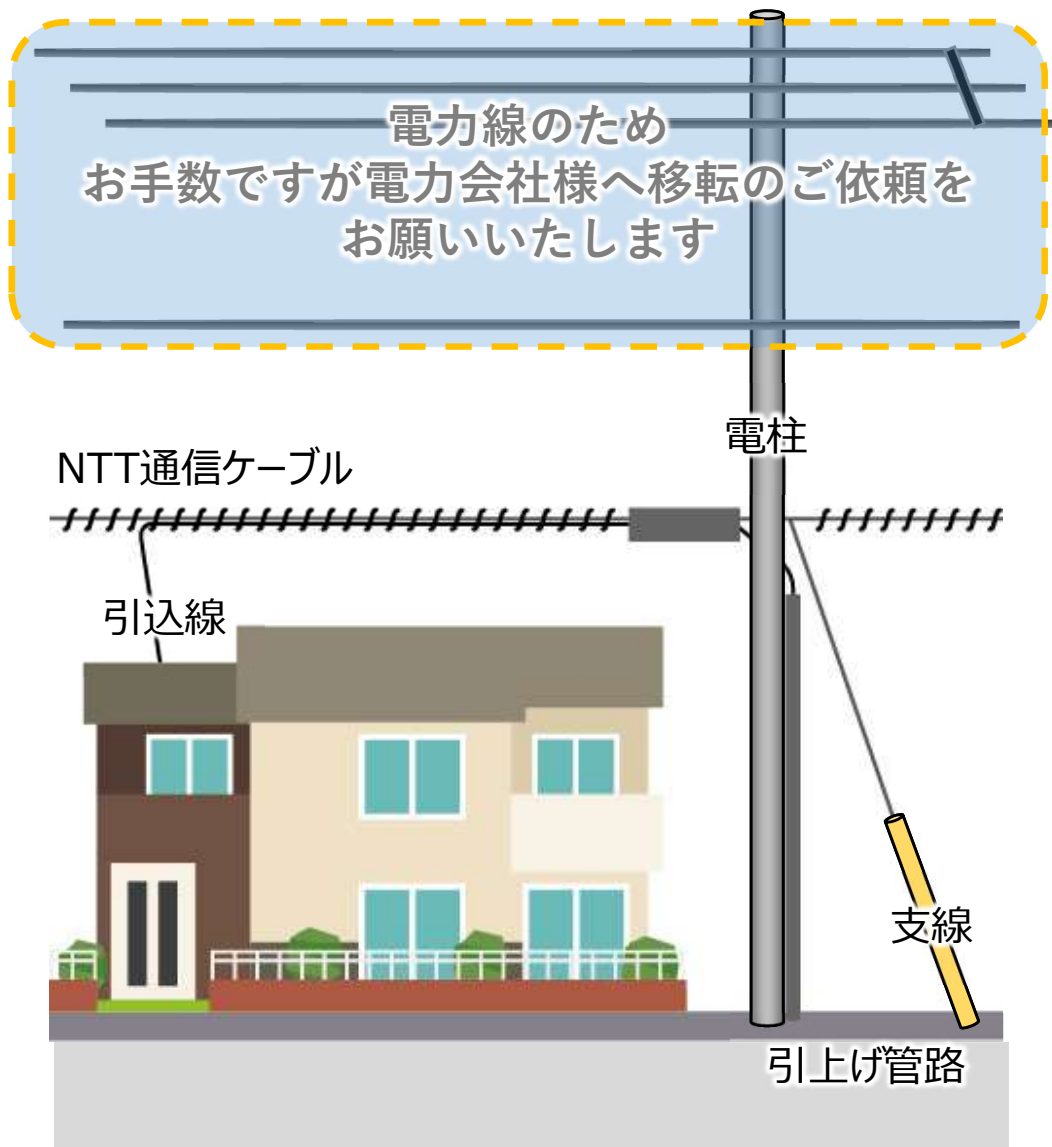


電気通信設備の移転には移転費用のご負担が原則発生いたします。

おおよその金額をご案内いたしますが、設備や移転形態により金額が変動いたします。

また設備の移設先については個別協議させていただきます。



電柱1本の移設には以下の費用が必要となります

移設内容	単位	おおよその金額 ※ <small>※設置場所によって金額が変わります</small>
電柱移設	1本	30～100万円
NTT通信ケーブル移設	1条	20万円
支線移設	1条	20万円
引込線移設	1条	5万円
引上げ管路移設	1条	100万円

以下の法令に基づいて事業を実施しております

電気通信事業法 第138条

土地等の所有者から認定電気通信事業者に対して線路の移転の請求がされた場合、「その措置に要する費用の全部又は一部を土地等の所有者が負担すべき旨を定めることができる。」

民法 第1条

私権は、公共の福祉に適合しなければならない。

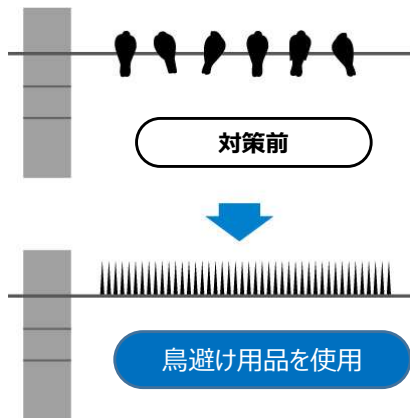
2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。

3 権利の濫用は、これを許さない。

電柱を移転せずにご要望にお応えできる場合があります

鳥害被害の解消を希望される場合

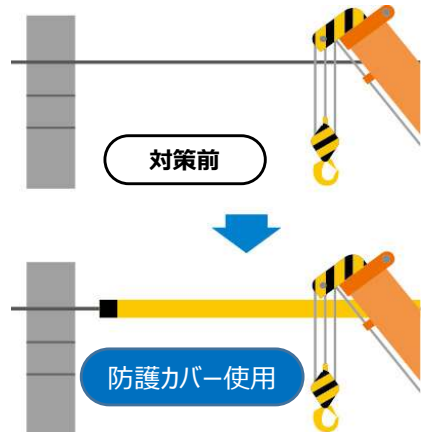
鳥害防止物品で
鳥が留まらない対応が可能です



建設車両の支障となる場合

防護カバーで対応が可能です

※設置場所によっては有償となることがございます



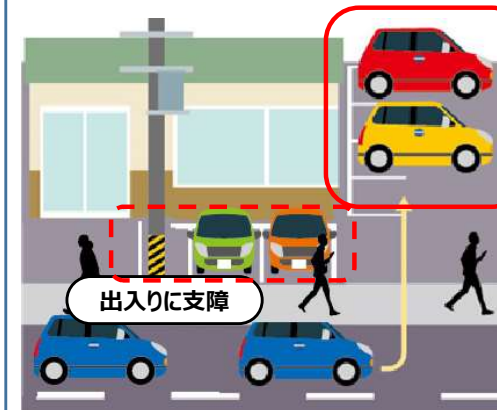
防犯上の懸念から希望される場合

電柱の足場ボルトを
撤去する対応が可能です

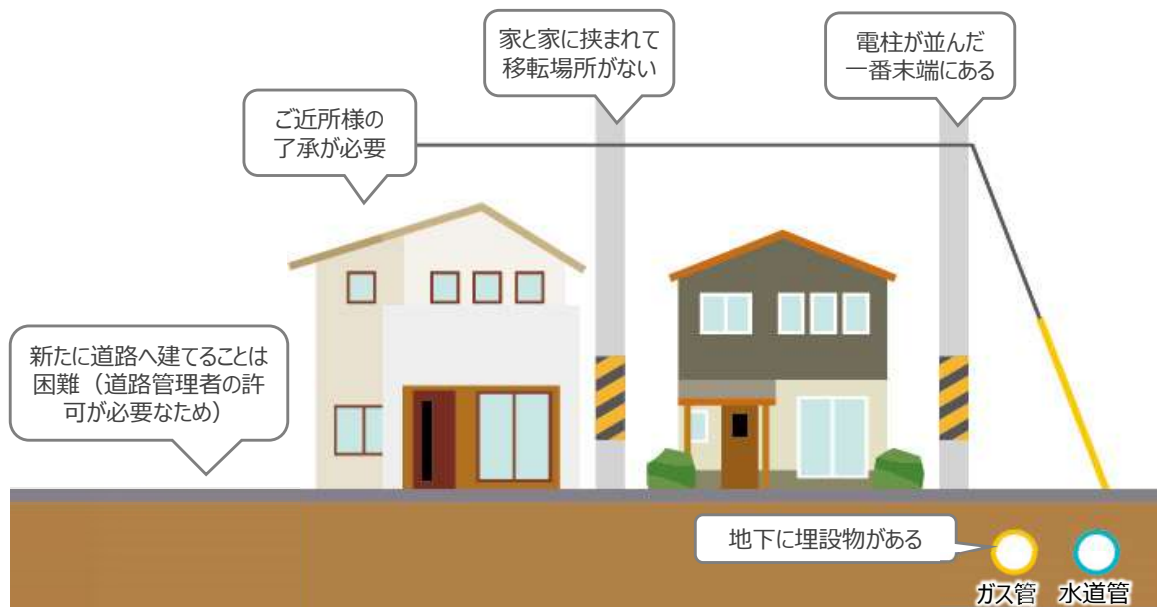


車の出入りに電柱が支障となる場合

駐車場のレイアウト変更で
解消する場合があります



移転できない電柱があります



近隣の方の承諾は得られていますでしょうか？

移転後の位置が近隣宅に支障になる

工事期間の騒音等のトラブル

技術上移転困難な場合があります

地面の掘削後に水道。ガス等の埋設物が確認された場合、移転できない場合があります

末端の電柱については、設備構成上移転が難しい場合があります

技術上困難な場合はお断りさせていただきます
（電気通信事業法 第138条 第2項）